

- 議 長 日程第10「承認第4号…」(発言を求める声あり)
- 6 番 井 上 承認第4号に入る前に、全員協議会、議会運営委員会等を開くかどうかを全員協議会で協議したいと思いますので、休憩を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。
- 議 長 今の井上栄一君の意見について、いかが取り計らいましょうか。
(「休憩をお願いします」の声あり)
- 4 番 平 野 この件に関しましては、ずっと8月の議会から特別委員会やってきたんですけども、これに関係をしていますので、報告書を資料として配付できればと思いますが、お諮りをいただけませんか。
- 議 長 それでは、井上栄一議員のほうから動議が提出されましたが、これに対して賛成の方はいらっしゃいますでしょうか。(私語あり) 休憩を求める動議ですよ。今、田代議員が1人ですけど。賛成の方の起立をお願いいたします。
起立全員ですね。それでは休憩を取ります。
それと、平野議員のほうの報告書の提出ですね、これに対して賛成者はいらっしゃいますか。
2人ですね。そうしましたら、成立しますので、動議賛成の方の起立をお願いいたします。報告書を提出することにですね、賛成の方です。
全員です。
それでは、暫時休憩いたします。(13時44分)
- 議 長 休憩を解いて再開します。(15時00分)
事務局は平野議員の言われた資料を配付してください。
(資料配付)
- 議 長 日程第10「承認第4号専決処分の承認を求めることについて(令和元年度松田町一般会計補正予算(第3号))」を議題といたします。
町長の提案説明を求めます。
- 町 長 承認第4号専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定により、令和元年度松田町一般会計補正予算(第3号)を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。令和元年10月3日提出、松田町長 本山博幸。よろしく願い申し上げます。

議 長 担当課長の細部説明を求めます。

政策推進課長 それでは、1枚おめくりいただきまして、専決処分書でございます。令和元年度松田町一般会計補正予算（第3号）。令和元年9月30日、松田町長 本山博幸。

理由につきましては、町民文化センターの空調及び電気設備の老朽化に伴い、年次点検による修繕の必要性から、令和元年度事業執行の国庫補助金の財源の確保が図られ、令和2年2月末までに事業を完了する必要があるため、早急に事業執行を行うに当たり、議会を招集する時間的余裕がないため、専決処分とするものでございます。

それでは、令和元年度松田町一般会計補正予算（第3号）について御報告をさせていただきます。初めに3ページをお開きください。第2表地方債の補正でございます。松田町町民文化センターE S C O事業に伴う地方債の補正でございます。まず、築38年を経過する町民文化センターにつきましては、町民の生命、身体及び財産を災害等から保護する避難所にも位置づけてございます。本施設の空調設備や電気設備等は、耐用年数が経過している中、定期点検等において最も故障のリスクが高いという報告を受け、早急に省エネ設備等への交換を行うために、一般補助施設設備等の事業債といたしまして、地方債限度額を6,400万円を補正するものでございます。

それでは、10ページ、11ページの事項別明細書の2、歳入より御説明をさせていただきます。款、諸収入、項、雑入、節、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金でございます。6,562万9,000円の補正でございます。詳細につきましては歳出で御説明をさせていただきます。

次に款、町債、目、総務債、節、一般補助施設整備等事業債の説明欄、町民文化センターE S C O事業債として6,400万円を補正するものでございます。

続きまして、12、13ページの歳出でございます。款、総務費、項、総務管理費、目、町民文化センター管理費1億5,110万3,000円を補正するものでございます。こちらにつきましては、町民文化センターE S C O事業に要する経費といたしまして、熱源の機器設備工事やですね、冷温水のポンプ交換工事、あるいはインバーター制御工事、受変電設備工事による省エネ改修事業とするもの

でございます。

まず委託料でございます。設計委託料850万1,000円、施工監理委託料900万円、詳細診断委託料420万7,000円でございます。

次に工事費でございます。1億2,939万5,000円を補正するものでございます。予備費につきましては、2,147万4,000円の減額となるところでございます。

続きまして14ページでございます。地方債の前々年度末並びに前年度末における現在高及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。この調書につきましては、地方自治法施行令第144条の規定に基づきまして添付するものでございます。補正後の当該年度末現在高見込み額につきましては、45億4,833万4,000円の見込みでございます。

なお、15ページにつきましては、本事業の平面図となります。

以上、報告とさせていただきます。承認につきまして、よろしく願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

6 番 井 上 まず1点目ですね、お伺いをしたいと思います。まずですね、この案件につきましては、補正第3号の専決処分ということですが、これはですね、その専決処分を元年の9月30日に専決処分を行ったということで、ここで承認第4号として議案が提出されております。これはですね、委員会にですね、8月の定例会において追加議案として上程をされたものが、委員会に付託となって、委員会で審議をして、委員会の結論、採決及び先ほど配付されました報告書が配られております。ただ、9月30日までの議会の前の任期期間中にはですね、採決までは至っていなかったのでありますけれども、これをですね、いわば議会がまだ処理をする範疇の中にあるこの補正第3号について、専決処分を行ったということはどういうことなのかを説明をお伺いをしたいと思います。

町 長 御質問ありがとうございます。この件に関しましては、今、議員さんがおっしゃられるとおり、前の新しく…前ですね、9月30日までの議会の皆さん方にお諮りを8月の議会からですね、追加議案ということでやらせていただき、議員の皆さん方にいろんな立場でいろいろ御審議をいただいております。その間、委員会付託ということで、委員会に付託をしていただき、何度となく我々

のほうからも説明をさせていただき、最終的には私の記憶だと9月の17日に委員会報告が最終的に議長のもとに届いたというふうに把握しておるところでございます。

その後、その間、我々といたしましても、臨時議会の要請をですね、させていただきながら、17という日が臨時議会がかなわず、その後も皆さん方の御尽力によって日程を調整をしていただいておりますけれども、さまざまな皆さん方の議員の方々の都合が合わないというようなお言葉もいただき、このままだと我々が提案させていただいたもの、また委員会に報告されたものがそのままになってしまうというようなこともいろいろ危惧しながら、いろいろ考えましたけれども、さまざまな期限的な意識もありながら、また町民の方々がいつも使われている文化センターの器具についてですね、当初から大きな改修工事もしてきていたりだとか、入れかえもしたりだとかいうことも全くせずして、報告の中でもいつ壊れるかわからないと。壊れたときには部品がないだとか、というようなお話もいただきました。

そういった話は目先の話でもありますけれども、議員御存じのように、平成25年の3月にですね、これからの文化センターについてどういうふうにしていくのかということで、あり方検討会の報告が上がってきております。その分については、私も就任したのが平成25年の9月でしたので、その後しかるべきときにですね、このままいくと公共施設というもののあり方についていろいろ議論を、今は当然、国のほうも推進しながらやっていますけれども、私はその当時から今後どうなっていくのかなということを考えたときに、ある企業から御提案があって、10分の10の補助金がありますと。そんな中、基本的には文化センター等という教育施設だとか学校だとかということになると、ほとんど改修工事をするに当たっては、ほとんど補助金はつかないというふうな状況という、その当時はですね、状況とお伺いしていたので、私自身としては何かしら補助金をいただきながらやっていかなきゃいけないというのは、もう根っこにあったわけです。

その思いはですね、それこそ本当に皆さん方にお話しするのも何ですけれども、自治法の第2条、今で言うと第13項になるんですかね、そこに記載をされ

ているように、我々がしっかりと知恵と工夫をしてですね、最小限の費用で最大の効果を求めるということが、ちょっとはしりましたけども、書いてあるのは多分議員も公務員やられたと思うので、それが執行者でありながら我々の責務であるというふうなことで書いてありますから、その部分がずっと残ってましたので、そういったことも加味しながら、どこかで補助金ないと文化センターの機械の更新というのはできないだろうということはずっと思っておりました。平成、たしか28年にですね、カーボンマネジメントというようなことで、文化センターと保健センターと、たしか寄の小学校だったと思うんですけども、その3つの箇所ですね、調査をしました。それは何が理由で調査をしたかといいますと、結局補助金が欲しかったんですね、私自身の中で言うと。それで、そのカーボンマネジメントを調査をした結果のもとに、CO₂削減とかという話の中で、環境省からの補助金がつくよというような話をいただいてました。当時は2分の1つくというようなことで、ずっとその話をしておりましたけども、なかなかやっぱり役場の体制も整ってなく、その補助金を取りに行くにしても、なかなか準備もできなかったということもありながら、そろそろカーボンマネジメント的には期限が切れるということもあって、最終的には補助金が本当にもらえるものであれば、しっかりと補助金をいただいて、先ほど政策推進課長からも話があったように、やはりそうですね、ここにもありますけども、当時の熊澤町長さんの思いといいましようかね、考え方が、私はやっぱりそのバトンを受けてきてますので、あえてここで話をしますけども、熊澤町長さんがこの文化センターについては、文化の殿堂として町民文化の向上のみなく、近隣市町からの多数の利用者の来町により、ひいては町商工業の発展にも寄与するものということを念頭に、この文化センターを建てたというふうに、こういった格好で伺っております。ですので、町民の方々の文化の伝統であるということは当然ありますけども、昨今の災害等ともいうところへいくと、避難所にもなりますし、もう本当に忘れてはいけない3.11のときは、あの拠点がしっかりとした形で受け入れ態勢もとれてるということへいくと、この電気または空調設備等々について、あって当たり前と言われているようなこの時代、また使えて当たり前と言われる文化センター、その機能の低下をや

っぱり落とすということは、やはり我々行政側として、その責任というものを果たしていかなきゃいけないという思いの中でやりました。今回の専決というふうなものになったところでもございます。

また、これも自治法に書いてありますけども、執行者の権限というか、執行者の役割というふうなことがあります。そこには、みずからの判断によって責任を負ってやると。当然そこに書かれているのは、議会の皆さん方に配慮するものということで書いてあります。そこをよくよく思い返してみると、最終的な責任は全てみずから判断して、その責任は執行者側に全てがなるというふうなことを考えますと、今回非常に苦渋の決断の中、またタイミング的にもですね、皆さん方には改選時期になったということもありましたけども、これは私としても政治判断の中でやらないかんというふうに思ったことで、今回提案をさせていただき、最終的には皆さん方に再度議会を開いていただくといういとまがないというふうに私の中で判断しなきゃいけないような状況だったので、専決処分ということでさせていただいたところでもございます。以上です。

6 番 井 上 趣旨についてはですね、町長が今説明した部分というのは、文化センターのあり方、今後の使い方についてですね、御意見という部分はわかるんですけども、やはり町は地方公共団体であり、自治法は遵守をしていかなければいけない。先ほど何点かですね、地方自治法を引用されましたけれども、やはり議会の権限というのが第96条の中にあります。議会の権限としては次に掲げる事件を議決しなければならない。第2項として、予算を定めること。予算を定めること、これはですね、議会の権限であります。先ほど町長は政治判断でやられた。じゃあ政治判断でやれば何でもいいのか。地方自治法の本旨をですね、理解をしないでやっているのではないかなというふうに私は思います。やはり松田町は地方公共団体であり、松田町も自治基本条例もつくっていますけれども、その前提としてですね、やはり地方自治法を、その本旨を理解し、地方自治法を遵守していかなければですね、町長が幾ら政治的判断で行ったと言ってもですね、この専決処分は法令に違反するということになればですね、無効になるわけですよ。

その前にですね、先ほどの説明の中で、とうとうと説明を、理由を説明され

ましたけれども、それらが、それらはですね、それらを理由とすれば、じゃあ議会の権能は無視をしていいのかというところになると思います。私は決してそんなことはない。やはり議会制民主主義をやっていく上では、この短期間の中に専決処分をするという、まして緊急ではない。災害等で議会が開けない。きょうの挨拶の中で、佐賀県の水害や千葉県災害について述べられておりましたけれども、そういった災害時において、なかなか議会も招集できない。そういうふうな緊急時であれば理解はできますが、今回の場合はそうではないというふうに私は思います。その中で、この地方自治法の条文を無視をする。この専決処分自体は無効だと思いますが、その文化センターの改修等々についての考え方は今のでわかりましたので、その内容、地方自治法違反ではないかなということに対しての町長の考え方をお願いをしたいと思います。

町長 地方自治法の第1条といいましょうかね、一番初めにこう書いてありますけれども。とか、我々の役目の中に書いてありますけどね、やはり町民福祉の増進といいましょうかね、いうことになります。

まず答えておきますけれども、全く無視した事業をやっていることではありません。先ほど、例えば専決処分の一つの理由の中に、緊急を要すると。確かに一文書いてあります。ただ、緊急を要する中に災害のこともあろうかと思いますが、期日のこともあります。だから、私の中で言うと、この今回この補助金をいただけるというふうになった上で、補助金がなくしていろんなことができるほど余裕がある町ではなく、今までも御存じのように官民連携の中でさまざまな補助金をいただきながら町政運営をして、極端に町政のサービスを落ちるということがないように、相当工夫をしてきているところについては、議会の皆様方、その当時の現職の議会の皆さん方には御理解いただきながら、予算もまた承認をいただき、進めさせていただいているところだというふうに私は認識しております。ですので、今回に関してはそういった期限的な部分があったのでやらせていただいたということもあります。

またですね…期日の話ですね、私が先ほど話したように。あとですね、やはりこの自治法を読むと、さまざまな角度で読み方も多数あろうと思います。そこはどのような解釈をするかによっては、いろいろとありそうな、本当は

一つのルールなので、解釈次第で変わっちゃいけないんでしょうけどもね、そういったのは非常にありながら、これ、今回もさまざまなことの中で皆さん方から御指摘をいただきながら、学ぶ機会をたくさんつくっていただいてやってきてますけども、やはり今も井上議員とちょっと話をさせてもらおうとですね、私の立場とやっぱり井上議員の立場も当然違いますし、そこに対する物差しの違いも出てくるのかなというふうなのは感じます。だから、今後はさまざまなところで、また皆さん方も4年間、議員さんとしてやられていくわけですし、私も残り2年という任期ありますけども、物差しをですね、ひとつ近づけるようなことでは、しっかりとやっていかなきゃいけないかなと。ただ、やはり昨年8月の20日から議会が始まる前から、もう記憶にしっかり私は残ってますけれども、こういう状況にならないようにということで、さまざまな方々に相談しながらやってきたというふうに、私なんかはそういうふう感じております。それに対する記録もあるわけなんですけどもね。

ただ、どうしても、もう最終…去年のことを言ってもしょうがないですけども、最終最後の状況になったときに、もう9月の末になりながら、本当に私はどっちを向いて最終的に判断すればいいのかなというふうには確かに思いました。井上議員が言われているように、議会軽視というふうに思われているようなところもあろうかと思えますけれども、やはり我々は何でもいいということじゃなく、それなりの手続をとりながら、最終的に私が判断させてもらったのは、町民の人たちはどう思うかな。当然議会の皆さん方も町民の皆さん方から負託を得られていることなので、後ろには町民の方がたくさんいらっしゃるにしても、私も同じくそういった格好で公選で選ばれた人間としては、町民の方々の顔が浮かんで、あそこを使っていらっしゃる方々が本当に不自由なく、最低限度のことしか今回やりませんが、不自由なくして使えるような施設にやはりしていきたいというふうなことの中でのことです。ですから、本旨を全く無視して進めているというふうな認識はなくですね、今こういった格好で専決させていただいたというふうに、私はそういうふうに思っております。以上です。

6 番 井 上 期限的な対応の中でやったということは、前の補正予算の審査特別委員会の中では、補助金の内示はですね、もう4月の頭にあったということで、本来は

6月に出されれば、そういった期限的な対応というのは、あくまでも執行者側の都合であったのかなというふうには理解をしています。

また、自治法の中で例外的な対応が書いてあるということですがけれども、それは先ほど言いましたように災害とか特異な状況の中で、でも住民を守るため、そのために自治法は機能しなければいけないと、そういった例外的な対応を余りにも今回の専決処分等は拡大解釈をしているのではないかなというふうに思います。それについて何かありましたらお願いをします。

またさらにですね、今は委員会付託中の補正の取り扱いについての質問をしましたがけれども、この承認第4号自体につきましてもですね、議会を招集する時間的余裕がないということを経由に挙げています。でも、この専決処分の理由で、議会を招集する時間的余裕がないということで、9月30日付で処分をしながら、本日10月3日ということで、30、1、2、3と、4日…3日ないし4日の期間の中でですね、ここでなぜ上程をすることができなかったのか。なぜ専決処分でするのか。これはですね、本当に議会の機能である96条の第2項、予算を定めることを取り上げてしまう。今後ですね、例えばそういう補助金の対応とかですね、業者の都合に合わせた期限をもとに、どうしても町長が政治的判断の中でこういった専決処分をやってしまうということに対しては、議会としてはそこに全然チェックの機能が働かないわけですね。こういうふうな考え方、自治法の考えを余りにも拡大解釈し、議会の機能を無視されてしまう。今回の専決処分に対する、実際その事業自体については、先ほどもいろいろ説明がありました。それについては結構ですので、今回のこの専決処分の「時間的余裕がない」を、10月3日にやるこの臨時会の中で上程することができなかったのか。それについての理由を説明をお願いをいたします。

町長 以前からこの件に関しては、期日的には、私は最終的には委員会に出席ができなかったもので、後で報告をもらった話でもあるんですけども、我々側から委員会のときに、期日的には2月の末までに工事完了しながらやっていかないと、補助金が最終的には交付されないということの中から、今回特別な、要は受注生産の特別なものを準備をせざるを得ない、現場に合わせてつくらなきゃいけないということもあり、当初は8月の…ごめんなさい、9月の8日までにはお

願いますというふうに言われましたけども、やはり先ほどから言われているように、議会の皆さん方にお諮りをして、しっかりとやっていかなきゃいけないということもあったので、9月の20日までには何とかできないものかということで、業者さんとそのときはですね、話をさせていただき、それでも結局17の日が…ごめんなさい、そうですね、17の日が結局開かれなかったので、20日という目がなくなって、今度24とか25とか26とか、皆さん方も御記憶あると思いますけどもね。その間で当時の方々にお開きをいただきたいというようなこととお話ししたところ、前の第3号については議会の皆さん方で承知をしてあるから、開かずに専決処分でいいですよというようなお話をいただき、じゃあ結果的に開いてくれないのかな、このままだと。いうことの中で、最終的にはもう開いていただけないんだろなということを考えておりました。

私はその一つの判断としては、前の議会の方々に御判断をしてもらいたかった。前の方々のところで出した以上はですね。だから9月30日というものは、一つの決断のタイミング、最終的にはそこで決断しなきゃいけないかなということで、最後の最後まで感じたところでもございますけども、そういった開かれられないということで、9月の30日に決断をしたということでもあります。

また、10月の1、2、3の中でも開けたんじゃないかなということでありましたけども、もう企業としても、もう半分断られたんですね。もう無理ですということに話になったんですけども、いや、この…本当に何か起きたときの部分を考えると、正直夜も眠れないというか、気づかなけりゃ気づかないでよかったんですが、気づいたしまった以上は、やっぱり町民の方々のためにも、それは私が感じる場所ですからね、いろんなさまざまなことがあるでしょう。総合的に考えて、この文化センターはやらなきゃいけない。ましてや、文化センターで約、町の借り入れも含めてですね、町の負担が8,500万ほどになりますけども、その返済の計画においても、説明をしっかりと皆さん方にさせていただいていると思います。電気代が約270万ほど、今の使ってる同じ量ですよ。やると270万円ほど減額になるというような効率がいいものでもありますし、あと約580万ほどについては、今現在、西平畑公園事業やらせてもらっていますけれども、ああいった事業性をよく見直して、財源確保をしっかりと

りやっっていこうというような説明も、たしかさせていただいたというふうには思っておりますので、そういった財源の確保できたので、ああ、ここはこの補助金をいただくときにやらないといけない。また、最終的に9月30日になるまでの間に議員の皆さんからの宿題もありましたし、幾つか宿題といたしましうかね、言われて指摘をいただいたところがたくさんあったので、本当にその金額が適正なのか、なのかということもおくればせながらいろいろ聞いたり調査をさせていただいたところ、やはり今回の見積もりの金額よりも、もっと高い金額を言っているようなところもありましたので、この金額は妥当性がやっぱり我々の調査じゃないですけど、事前のできる限りの調査の中で、可能なんだなというふうに思えば思うほど、これは補助金をしっかりいただいてやらなきゃいけないということで、業者に頼み込んだといたしましうかね、いつまでだったらいいかということもあったので、もう9月いっぱいでしょうねというような格好の中での判断で、今きているところでもあります。

ただ、それでもこれからやらなきゃいけない手続がありますから、もうちょっと時間をくれということで話をしているんで、これから、きょうは御承認をいただく、いただかないということよりも、専決処分はもうさせていただいたところでもありますので、皆さん方の何ですかね、この事業に対しては御理解いただいているということをお話ありましたので、これを町民の方々のためにですね、御承認をいただければなというふうに思っております。以上です。

6 番 井 上 なぜ9月30日でこの議会の前任者の任期の期間の中で上程したのだから、30日でやるという説明がありましたけれども、それについてはちょっと理解ができません。

続きましてですね、今、専決処分のその後の話もちょうと今、町長のほうからの説明がありました。専決処分というのは、179条第3項の規定によつてですね、議会に報告し、その承認を求めるといことがうたわれています。当然、この今回の専決処分は補正予算の…補正予算書についての専決処分ということでありますので、予算が動いた。歳出としてはですね、1億6,100万円余りの額が動いていれば、実際にはですね、補正額として…（私語あり）1億5,100

万ですか。ぐらいで、歳出としては…補正額としてはですね、1億2,962万9,000円が追加されたという補正であります。179条の第4項の中には、承認を求める議案が否決されたときは、普通地方公共団体の長は速やかに当該処置に関して必要と認める措置を講ずるとともに、その旨を議会に報告しなければならないというふうになってあります。これは補正予算についてはですね、予算で動かしたものでありますので、行政実例等の中では年度をまたいで3月の末に行った専決処分に対する補正予算は、さかのぼってはできないので、不承認になった場合にも、それは無効ですというふうになってあります。今回の場合はですね、9月30日の補正予算の専決処分に対しまして、きょうは10月の3日で、同じ年度内です。当然ですね、この専決処分が不承認となった場合には、補正予算（第3号）に関する予算については、もとに戻すという減額補正を行うと思われまます。こういった1億を超える、1億5,000万を超えるですね、歳出総額の補正に対して、当然ですね、契約の手續、執行は行ってないと思われまます、まず答弁をいただきたいのは、この承認議案が否決となった場合には補正予算（第4号）においてこの専決処分を減額する補正を行うかどうか。また、業者のですね、契約とか、業者選定、発注等の執行については、きょう現在ではまだ行ってないと思われまます、その2点についていかがでしょうか。

町 長 目が悪くなっちゃって、すいませんね。第179条、長の専決処分というところの話を今されていると思います。この文のですね、解釈の中と運用について、この議会の議決すべき案件全てに関して必要な議決また得られない場合においての補填手段として、こういった専決処分を認めたものでありますということが記載されております。それはもう同じものを持っていらっしゃるから御存じだと思います。ただ、この専決処分を最終的に否決ということになっても、専決処分の効力が失うものではないということも書いてあることも御存じの上で多分御質問されてるんだろうなというふうな推測をしますけども、一応そういうことですので、現在専決処分ということについては、現在進めている…処分したことについてはですね、この後、否決されても効力を失うものではございません。

また、先ほど議決しないときのですね、しないときの、第4項ですね。（「否決したとき」の声あり）否決したときの。第4項のところの内容がですね、否決されたときは、普通地方公共団体の長は速やかに当該処理に関して必要と認める措置を講ずるとともに、その旨を報告しなければならないと書いてあって、その必要と認める措置ということについてはですね、特定の措置に限定しているものではなくて、幅広い対応を可能としているということでもございますので、この件だけでなく、総合的にいろんな調整をしながらですね、町政運営を図っていくことも含まれているのかなというふうに理解しているので、これからそういった必要と認められる場合に対しては措置をしていきたいというふうに考えております。

また、執行についてのお話をいただきました。9月の30日に専決処分をいたしましたので、もうこの案件…予算については、もう先ほど申しましたように効力が発生しているということになります。ですので、今現在は、昨日業者さんの選定委員会が開催されですね、業者が決まっておりますので、これから業者を決めていくわけなんですけども、当然5,000万円を超える案件でございます。皆さん方に承認をまたいただかないとですね、前回みたいなこととなりますので、そうならないようにやっていきます。本日議長がお決まりになりましたので、議長とよく協議をして、時間は正直ありません。また皆さん方の中で、またいろんな御都合があつて集まれないというふうなことの報告があつて、議会がどんどん長引けば長引くほど、また専決をしなきゃいけないような状況にならないように、議長とよく話をして、皆さん方の御協力いただきたいというふうに考えております。以上です。

6 番 井 上 町長の今のね、専決処分というのは幅広い中でありましてけれども、補正予算が提案を…補正予算の専決処分をしてですね、それが否決となった場合ですね、年度内であれば補正予算というのはまた同じものを編成できるわけですね。それで、それを否決したというのは、議会の意思なわけですよ。ですので、それはですね、例えば年度をまたいであるというような行政実例はありますけれども、そうでなければ、当然ですね、私どもは年度内の補正予算であればですね、またそれを議会が議会の意思として否決したのであれば、それを減らすのは当

然じゃないかなというふうに考えます。

ですので、きょうのですね、これから専決処分についての採決を行われると思いますが、その段階におきましてですね、もう契約の執行をある程度進められているというふうなお話もありましたけれども、それは議会の意思に反する形の中でですね、執行をされるということで、それは即時ですね、中断をしていただきたいというふうなことを申し上げて、私の質疑を終わらせていただきます。

町 長 専決処分って重いものだと思ってます。本当にやりたくてやったわけじゃないです。やらざるを得ない状況に私自身はそういうふうに感じました。この専決処分というのは、今、井上議員が言われているように、最終は撤回することも、ひょっとしたらできるでしょう。でも、これはもう上程もさせていただくまでの間だとかいうことじゃなかろうかというふうに、ここに書かれているかなというふうに私は判断してます。ですので、もうこれは専決処分ということは、そういう簡単に撤回するとか何だとかいうようなものでないということで、よくよく判断した中でやらせていただいたこととございますので、それは井上議員のお話も重々にお話しいただいて理解するところでもございますけれども、我々執行者としての考えもお酌み取りいただければなというふうに思います。以上です。

議 長 ほかに質疑ございませんか。

4 番 平 野 今のお話で、いろいろ私も少しわかったこともありますけれども。先ほど町長が、熊澤町長の文化センターができたころの思いというか、それを引用されておりましたけれども、当然これは先ほど町長自身が引き継いでというような言葉がありました。私はそれをもう一度力強い言葉でお聞きしたいなと思います。これだけ重い判断をされて、かなり大胆な進め方をされたと思いますので、その本当の目的をもう一度町長の言葉でお願いいたします。

町 長 御質問ありがとうございます。話すときりがないぐらい、本当に、何ですかね、もう本当に、どれが決定的だったかというのは言えないぐらいです。ただ、私のこの時代、年表で言うところのタイミング。いろんなものが、改修工事も含めながらやらなきゃいけない。それをやらなきゃいけない中で、優先順位をつ

けながらやっていかなきゃいけないけども、本当に皆さん方御存じのように、あわてようと、ふためこうと、お金はなかなか降ってこないわけですよ。就任して、何かちょこちょこちょこ小さいことやってましたけども、今でもやらせてもらってますけどもね、ほとんど松田町の負担をなくしてやらせていただきながら、御存じのように今、目的の基金も含めて、一般の財調も含めて、トータルするとふえてきているんですよ。それは本当に町民の方々の御理解と、本当に役場の職員が知恵を出して頑張ってきたおかげかなというふうに思ってます。ふだんは厳しいこと言いますが。そういうところから考えると、文化センターしかり、ハーブ館しかり、小学校しかり、駅もしかり。あれをやってくれ、これをやってくれ、町民の方々からおっしゃられる。そんな中、やはりよくよく考えていくと、何でもつながってくるのは人なんですよ。ですから、人の育成、人がとにかく町から出て行かない。また、松田町に来ていただく。そういった魅力づくりの中で、文化センターも一つの駅を中心として、縦軸として文化センターの位置を置き、旧土木事務所の跡地、また子供・子育ての優先順位にある町屋の住宅を下に置いて、この縦軸でしっかりとつなげていこうという思いの中で今まで事業を、あの辺の事業をやってきました。

また、そうですね、まとまらないですけど、本当に人を育てるという分で行くと、文化センターのさまざまのところ、まだまだ今回の工事だけじゃ足りないところ、たくさんありますけども、多分もうこれは大規模的にはこれが最後です。雨漏りだって職員がああ暑い中、手で塗ってくれたというのもありましたし、それでも雨漏りがとまらなかった。文化センターを使っている団体から、NHKさんだったですね。雨漏りするところは使えないから、もう来ませんと。あれはショックだったですね。町民の方々が本当に楽しみに来られている。絶対雨漏りをとめるんだという思いの中から、でもお金がない。どうしようというところから、本当にここ数年、積み重ねてきた文化センターです。

私は、それは自分の人生的なところを否定されてもしようがないんですけど、確かに野球やってきました。あのスポーツ、好きな町長さんは文化のほうにはお金をかけないんだなんていう話も耳にして、大分ショックを受けたところもありますけれども、全てが平等ですよ。でも、やっぱりどうしてもかけ

られるお金って限度があるので、それを毎年毎年断腸の思いで配分しながら、議会の皆さん方に説明して御理解をいただいている。そういったところでいくと、この文化センターについては、さまざまな防災の拠点でもありますし、本当に今は、今までと違った方々も来てくれる、憩いの場所にもなっているし、活動の拠点にもなっていますし、そういったところが、いざというときにエアコンが使えない、電気が切れて、もう1カ月ぐらい放置されてる。そういったことを想像したときに、町民に顔向けできないなということの部分もありましたし、本当にその文化センターをですね、本当に空気のように皆さん方に使ってほしい。そういう思いの中で心配をさせたくないと思って、熊澤町長さんの話もしましたけども、先輩たちから預かってきたさまざまな施設であったり、さまざまなことであったり、文化であったり、それはもうバトンを受け継いでいる私がいれば私の任期中でできることはやりたいと、そういうふうに思っている今回の提案でございます。以上です。

議 長 そのほかございませんか。

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。質疑を打ち切ります。

討論に入ります。

6 番 井 上 私は、承認第4号補正予算(第3号)について、反対の立場で討論を行います。

まず、この専決処分自体が地方自治法で規定されております地方自治法第17条、途中は略しますが、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、また飛ばしますが、当該地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。このことについて、これを専決処分の理由として議会を招集する時間的余裕がないと、承認第4号で理由として取り上げております。

9月30日付で処分をし、本日10月3日に臨時議会が開催、これをですね、もうこの臨時議会は8月中にも既に予定をされております。そのたった4日間の

期間だけで議会の重要な機能である地方自治法第96条第2項の予算を定めること、これを専決処分をしてしまうということが、地方自治法が持つ災害等の緊急事態への対応措置を拡大解釈をしてしまっております。ですから、この承認第4号は地方自治法に違反するものであり、この専決処分は不承認とすべきであります。

次に、専決処分されました補正予算についてですが、歳出額1億5,110万3,000円を補正するものです。この1億5,000万円を超える専決処分というのは、決して町民の理解を得られるものではありません。この事業を行うために執行者は町民に対し理解を得られるよう周知等を行っておりません。議会においても、このような突発的な年度中途での補正予算に対しては、補正予算特別委員会を設置し、審議をしましたが、審議内容は時間的にも内容的にも不十分な中で審議でありました。

また、現在松田町におきましては大規模事業が行われようとする中で、松田小学校建設、駅前整備事業、これらの起債について町の将来財政推計を検討をしている最中でもあります。町は公営施設整備計画もいまだ策定、公表していない現在、唐突な補正予算または起債額を6,400万円とふやす補正予算ですが、8月定例会で付託されました特別委員会においても、適正な今後の財政推計は示されませんでした。

私は、基本的には町民文化センター改修事業について、その当初からかかわっていたということもあります。できるだけこの町民文化センターの延命を図っていくべきではないかなという考え方を持っておりますが、松田町の財布は1つしかありません。そのお財布も現在は空に近く、公債費比率も増高し、2035年度には起債制限に達するかもしれない。こういう状況を認識しなければいけません。しかし、一方的に地方自治法を拡大解釈し、歳出額1億5,110万3,000円を補正し、起債額を6,400万円を増額する補正予算、これを専決処分をするということで、これに対しては直ちに撤回をし、この補正予算を修正すべきです。最初にゼロに戻ってですね、最初からこの事業についての議会としての審議を行うべきであるというふうに考えております。

皆さん、今まで松田町でも多分、全国の町村でも、このような膨大な額の補

正予算の専決処分、議会無視の専決処分はないと思われます。少なくともここで承認議案を不承認とすることが私たち議会の権利を取り戻すべきであり、松田町において議会制民主主義を確立すべきであります。

地方自治法第179条第4項の規定で、不承認となった専決処分に対する措置として、補正予算額を減額するようにし、またこの事業について議会として十分な審議を行うよう執行者に働きかけていくことがこれからの議会の務めであると思ひます。

以上、本承認議案についての反対討論とさせていただきます。よろしくお願ひをいたします。

議 長 ほかにございませぬか。

4 番 平 野 私は、この承認案件について賛成の立場で討論をさせていただきます。

この案件が8月の議会に追加議案として上程されてから、旧メンバーの議員はずっと取り組んでまいりました。こんなに厄介な状況になってしまったのは、一体どうしてなんだろうと、議案書や資料を眺めて考える日々でした。改選時期という慌ただしい中で、何とか日程調整をして特別委員会を開いたものの、審議時間は足りませんでした。通常の委員会審議では、賛否が割れる難しい案件も、時間をかけて落としどころを探り、決着をつけますが、今回はその時間が絶対的になかったことは大変に不幸なことでした。十分に審議を尽くしたとは言えない状態で採決し、委員会で採決し、賛否同数となり、委員長裁決では個人の主観ではなく、積極的賛成が過半数を超えない場合の現状維持の原則にのっとり否決といたしました。その後、委員会の報告書の作成も、顔を合わせる時間もとれない中、原案をファクスで各委員とやりとりし、訂正をいただき、という作業によってつくり上げ、最終的に9月17日にやっと完成いたしました。それが資料としてお配りしたものです。

その報告書を9月中に本会議に戻すことができなかつたのは痛恨のきわみです。日程調整ができなかつたことに対しては、その可能性が極めて少ない状況をつくり出したのは、そもそも十分な時間を読むことなしに、この案件が投げられたことが最初の要因だと思ひます。しかし、一旦投げられた案件を任期いっぱいまで諦めないで、何とか終結できなかつたのかという思ひは残ります。

そして30日ぎりぎりに専決処分が行われました。町側だって、好きこのんで踏み切ったわけではないと思います。町も議会も、どれだけ傷を負うか、わかっていると思います。悩んだ末の決断でしょう。

私も今回の上程までのプロセスには今も納得しきっていません。委員会で説明員として出席された方はおわかりだと思います。また、専決処分についても、このような、まして大きな額ならなおさら、決してよいこととは思っていません。それでも、ここに添付された補正予算の事業内容については、私は理解いたします。議会がないがしろにされたのではないかという思いはあります。しかし、手続論ではなく、先ほど町長がおっしゃってくださったように、事業の目指すところを尊重し、この承認案件に賛成といたします。

私が委員会の最後に指摘した補助金申請書の書き方で、当初予算に計上しなくても何月議会に補正予算として幾ら計上しますと書けばよいという件については、それを国の補助金制度が認めているということに驚きました。しかし、申請のマニュアルに認められているので、これは仕方がないです。ただ、そのときに、せめて議長に一言あるべきではなかったかと、道義的には今も思います。また、この大きな金額の執行によって、第6次総合計画の財政推計に不安を生じるかもしれないということについて、既にこうして当初の計画になかった変化が出てくることを、図らずも実証することになりました。今後計画の大枠は維持しながら、そのときどきの社会情勢、町民ニーズに合わせ、施策と財政のかじ取りを微調整しながらやっていかれるものと思いますが、早め早めに見通しをして、できるだけ当初予算に計上していただきたいと思います。

議会は数だと、よく言われます。しかし、多数決で勝ち負けを決することが民主主義ではありません。民主主義の本質は、少数派も納得するまで議論を尽くすことです。民主主義は不完全な政治形態ではありますが、人間が歴史の中で失敗しながら、こつこつと積み上げてきた知恵の集体です。特に議会は面倒なルールや時間のかかる手続に満ちています。それは急進的な革命や翼賛体制的な独裁を防ぐ仕組みでもあります。町はさまざまな事業を推進する中で、議会が面倒な存在だと感じるが多々あるかもしれません。しかし、そう思ってくださいるのが正解だと思います。そもそも議会は面倒な場所なのです。そこに

先述の議論を尽くすということを真面目に実行すれば、本当に時間のかかるということを御承知おき願いたい。難しい案件ほど余裕をもって投げかけていただきたいと切にお願いいたします。

ところで、この補正予算を通すことを至上命令と頑張ってこられた職員の皆さんは、そのための準備にたいそう御苦労されたと聞いています。突っつかれた質問に答えきれなかった点については、今後も調査研究を続けてほしいと思います。また、見積もりについても、1社しかない指摘されましたが、先ほどの井上議員の質疑に対し、町長もその後も研究をしているというお答えもありました。ぜひ相場を研究し、少しでも安いところへ何とか着地点を見つけたいと思います。そして、そんな中で、旧議員の中から、主に賛成してやりたいという声が多かったんですが、援護射撃をした議員の中から、職員に対して「やらせてくれ」となぜ言わないのかとか、自信を持ってとか、何度か促されていました。私も内心じれったい思いで眺めておりました。何のためのこの案件でしょう。議案を通すことが最終目的ではないはずです。先ほど町長もお答えがありました。町民文化センターをしっかりと活用し、文化行政に取り組むこと。上郡で唯一の大ホールを備えた文化センターで、ここでできないことをどんどん展開し、人を呼び込み、町を元気にすること、それをやらせてくれと、その言葉を職員の方から聞くことを待っていました。ボルダリングによって雨漏りは確かに直りましたが、反響板がおろせなくなり、舞台の奥行きも狭くなったことを残念がる人もいます。それでもこのホールでできることを探り、職員だけではノウハウも人手も足りないところは、協働の見本として町民の力を仰ぎ、文化行政に取り組んでいただきたいです。私もできることは協力します。

文化のためだけではありません。避難所としても使われて、軽体操の場としても本当に頻繁に使われています。一部の人のためだけではなく、多様な人が町民だけではなく、町外の人、いろいろな活動を展開する場所であり、あるいは図書館のように静かな居場所でもあります。そういう大切な場の安心・安全を確保し、そこを拠点に町を活性化するため、あえて悩みながらも専決処分に踏み切ったのではないのでしょうか。

もう一度言わせていただきますが、プロセスに全て納得したわけではありません。しかし、手続論ではなく、事業の目指すところを尊重し、この承認案件に賛成をいたします。議員の皆様、特に新人の皆様、悩んでいらっしゃると思いますが、どうぞお考えを整理していただいて、続いて討論をお願いいたします。

議

長 討論で反対の方はいらっしゃいますか。よろしいですか。

賛成の討論者は。

ないようですので、討論を打ち切って異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を打ち切り、採決を行います。承認第4号専決処分の承認を求めることについて(令和元年度松田町一般会計補正予算(第3号))について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立少数であります。よって、本案は否決されました。